

クレアレポート NO.202 「米国における高齢者福祉対策」(概要版)

1 米国の高齢者

経済的条件や健康状態など一口で高齢者といっても個人差が大きいことは日本も米国も同様である。特に、多様な人種によって構成され、貧富の差が大きく、また各州における地域差が大きい米国では“米国の高齢者は”とひとくくりに言うことは大変困難であるが、あえて米国の高齢者を日本と比べると次のように言えると思われる。

自主独立

自分たちでできることは自ら行うという自助の精神が米国の精神的根底にある。そのため、老後も子供たちの世話にならずに、自宅や高齢者用集合住宅等で独立して暮らす高齢者の割合が日本に比べると多い。これは介護が必要になった場合も同様で、自宅に介護設備を設置し、またはケア付き住宅に転居して、電動車椅子に乗り、給食や入浴介助等のサービスを受けながらも一人暮らしを続けている高齢者の姿を目にすることができる。

ポジティブ思考及びフロンティアスピリッツ

往々にして悲観的な考え方になりがちな日本人と比べて、米国人は前向きに物事を考える傾向が強く、元気にエンジョイしている。77歳で再度宇宙を目指したジョン・グレン前上院議員などフロンティアスピリットも健在である。街中を闊歩する高齢者の姿を見かけることも多く、州によっては、多くの高齢者コミュニティが存在し、スポーツ活動、手芸、工芸等の趣味の活動など、人生をエンジョイしている様子がうかがえる。

社会貢献

日本に比べて退職する年齢が早い米国では、ボランティア活動の担い手として高齢者の果たしている役割は非常に大きなものがある。高齢者の多くは社会的責任感・倫理観から活動に参加しており、交通費等の実費弁償を除くと基本的に無償奉仕である。

2 高齢者福祉

州の権限が強く、個人の自由、自己責任を尊重する米国であるが、ニューディール期の1935年には世界で初めて「社会保障」という名を用いた連邦社会保障法が成立し、同法を基に、高齢者年金等の公的年金制度を中心とする社会保障制度が整備された。1965年にはメディケア及びメディケイドといった高齢者や低所得者に対する医療保障制度が導入された。

高齢者福祉対策としては、1965年にアメリカ高齢者法が制定され、連邦、州、地方政府の協力と責任によって、高齢者が包括的な社会サービスを均等に得られる機会を保障されることとされた。その後、1971年に公的扶助制度が、1967年に雇用における年齢差別禁止法が施行された。

連邦、州、地方政府の役割

米国の高齢者対策は主に連邦、州及びカウンティの責務とされ、ここで実務を担っているが、市町村は補助的な役割を担っているに過ぎない。

民間団体の役割

強大な大英帝国の植民地から独立したという歴史的背景からか、米国人は「巨大な政府」を好まず、市場の自由な競争に対する信頼が厚いこともあいまって、行政機関はできるだけ最小限に押さえ、社会サービスはコミュニティーまたは民間セクターを通じて効率的に提供しようという傾向が強い。そのため、高齢者サービスの分野でも NPO 等の民間団体が主要な役割を担っており、行政機関から時には援助を得ながらも独立した団体として、送迎や食事の宅配、家事援助、税務相談等、様々なサービスを提供している。

3 年金制度

自主性を重視する米国では、老後の収入においても、画一的な公的年金に加えて私的年金の占める割合が日本と比べて大きく、また医療保険の制度も次の 2 種類しかないため、給付内容も不十分なことから、国民の多くは 401 K プラン等の民間医療保険に加入している。

メディケア

1965 年に成立した 65 歳以上の高齢者及び一定の障害を有する者を対象とした連邦政府による医療保険制度。入院医療費を保障する全員加入のパート A と、診療報酬や外来医療費を保障する任意加入のパート B に分けられる。財源は患者の一部負担金を除くと、パート A は現役世代が負担する社会保障税から、パート B は受給者自身が負担する保険料と連邦政府からの拠出金を充当している。メディアは元来疾病、負傷等を対象とした医療保険であったが、1980 年代以降、長期介護のうち医療の延長上と考えられるものについては、施設入所、在宅サービスともに限定的ながら給付対象としたことにより、現在では在宅サービス費用の最大の供給源となっている。

メディケイド

1965 年に成立した低所得者を対象とした連邦・州共同の医療扶助制度。連邦政府の補助（州の財政状況に応じて概ね 50～80%）を受けて、各州はそれぞれ連邦政府が設定した広範なガイドラインの範囲内で独自のプログラムを運営している。現在では、本来の医療扶助の役割に加えて、多額の費用を要するナーシングホームの入所費の多くを負担しているほか、ナーシングホームへの入所防止のため、各州が連邦政府から、連邦法のうち特定条項に関する適用除外の承認を受けることで、一定の在宅サービスについても給付対象にしている。

4 介護サービス

米国の場合、地域社会で暮らしている介護を必要とする高齢者の多くは家族や友人による無償の介護に頼っているが、近年の調査によると、無償介護のみという割合が低下し、外部サービスと併用するケースが増加している。

米国における介護サービスの形態については、連邦レベルで統一された施策がほとんど存在しないこと、民間部門の果たしている役割が大きいことが特徴となっている。このため、地域の特色を生かした独自の試みを各地で生むと同時に、地域間でサービスの内容、水準に大きな格差が生じる原因ともなっている。